

# 令和元年改正意匠法施行後の状況について

## Current State of Applications for Design Registration After the Revised Design Act in 2019 Came Into Force

神 谷 由 紀\*  
KAMITANI Yuki

### 〔抄録〕

意匠権の存続期間が出願日から 25 年に延長され、意匠の保護対象が建築物など物品以外にも拡張されたほか、関連意匠制度の利便性向上や、組物の意匠の品目の刷新が行われるなど、大幅に従来制度の拡充が図られた令和元年改正意匠法が 2020 年 4 月に施行された。本稿ではその後の意匠登録出願等の状況、及び登録された事例を紹介する。

意匠登録出願の件数全体は、2020 年第 1 四半期は、コロナの影響もあってか昨年より出願件数は低調であったが、改正法施行後の第 2 四半期以降は持ち直している。外国人による出願はコロナ禍においても衰えることなく、件数全体に占める割合も近年高まっている。

新保護領域の意匠の出願については、(1) 不動産である建築物の意匠、(2) 多数の物品とそれらのレイアウトによる内装の意匠、(3) 画像図のみ単体で出願することができる画像意匠、いずれも 2020 年 4 月の受付開始直後にまとまった出願がみられ、以降もコンスタントに出願が続いている。また、改正法下の新たな保護対象である「画像意匠」と、従来からの保護対象であった「物品等の部分に画像を含む意匠」を合わせた、画像に関する意匠登録出願は全体で増加している。さらに、法改正によって本意匠の登録公報発行後も出願可能となった関連意匠、及び構成物品等の自由度が上がった組物の意匠についても出願は堅調である。

最後に、令和元年改正意匠法のうち、二段階施行となった今春 2021 年 4 月 1 日施行予定の規定の概要を紹介する。

意匠権の存続期間が出願日から 25 年に延長され、意匠の保護対象が建築物など物品以外にも拡張されたほか、関連意匠制度の利便性向上や、組物の意匠の品目の刷新が行われるなど、大幅に従来制度の拡充が図られた令和元年改正意匠法が 2020 年 4 月に施行された。施行後半年以上経過し、改正法下の意匠登録出願の登録例も現れているところで、その後の意匠登録出願等の状況を紹介す

る。また、二段階施行となった令和元年改正意匠法のうち、今春 2021 年 4 月施行予定の規定の概要を紹介する。

### 1. 意匠登録出願全体の件数動向

図 1<sup>1)</sup> は、近年の意匠登録出願全体の件数動向を 2018 年からの四半期単位で示したグラフである。棒グラフは出願人の内訳を内国、外国で分け

\* 特許庁審査第一部意匠課 意匠審査基準室長  
Director, the Design Examination Standards office, Japan Patent Office

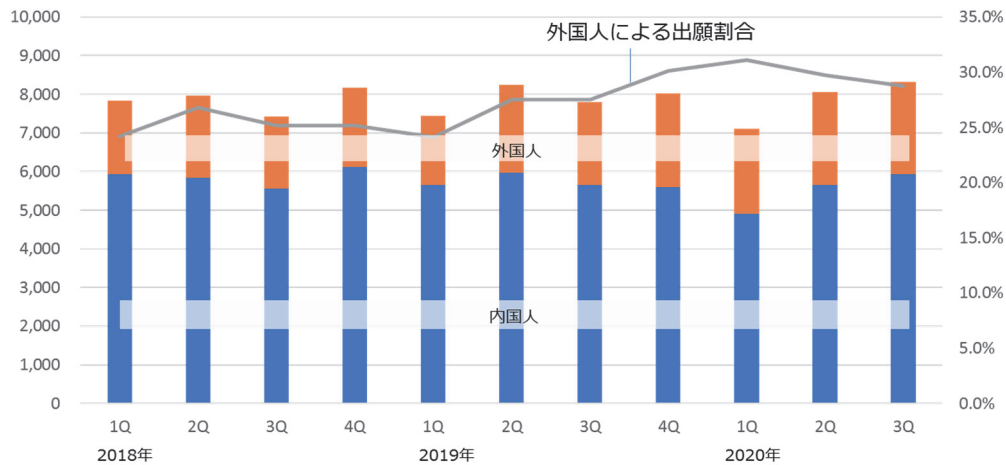


図1 近年の意匠登録出願全体の件数動向(四半期単位)

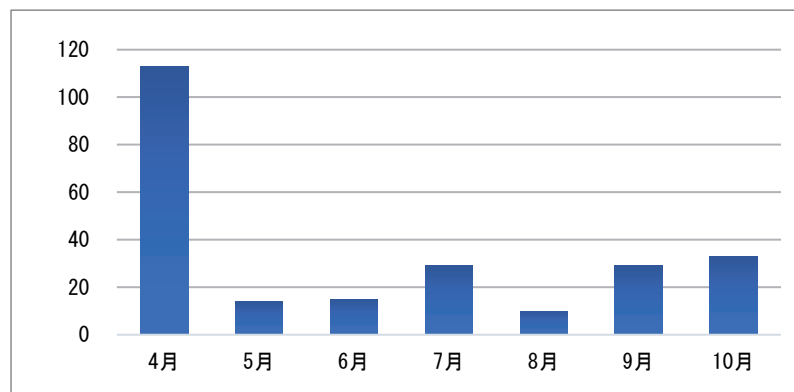


図2 建築物の意匠の月別出願件数(2020年)

たものである。2020年第1四半期は、コロナの影響もあってか昨年より出願件数は低調であったが、改正法施行後の第2四半期以降は持ち直し、やや昨を上回るペースとなっており、堅調に推移している。また、外国人からの出願についてはコロナ禍にもかかわらず昨年よりも増加しており、折れ線グラフに示す外国人による出願割合も、近年高まっていることが分かる。

## 2. 新保護領域の出願の動向

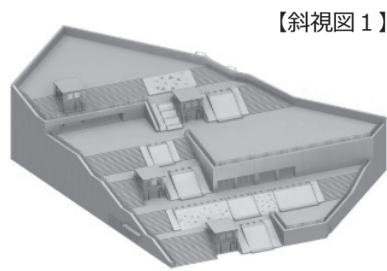
### (1) 建築物の意匠

新保護領域の出願状況のうち、建築物の意匠の月別出願件数を図2<sup>2)</sup>に示した。改正法が施行されて建築物の意匠が出願可能となった2020年4

月にまとまった出願があり、以降も堅調に出願がみられる。2020年4月から10月までの出願件数累計は243件である。

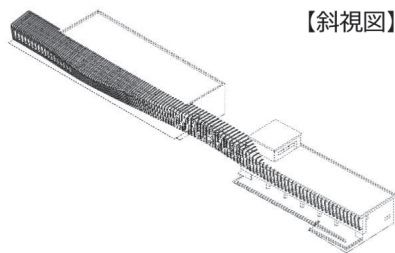
以下、建築物の意匠の登録例を紹介する。図3<sup>3)</sup>は、ユニクロ PARK 横浜ベイサイド店として建っている商業用建築物の意匠である。建築物の内部が店舗であり、屋上から地上へと切り崩したような形状をなす屋外部が、遊戯スペースや休憩スペースとなるものである。

建築物の意匠も従来物品と同様に、その部分について意匠登録を受けることができる。図4<sup>3)</sup>は、東日本旅客鉄道株式会社の上野公園口の駅舎として知られている建築物の登録例である。この意匠は、外側に連なる装飾的な枠体の部分を実線で表



(参考) ユニクロPARK 横浜ベイサイド店  
(株式会社ファーストリテイリング提供)

図 3 意匠登録第 1671773 号「商業用建築物」(株式会社ファーストリテイリング)



(参考) 上野駅公園口駅舎 (東日本旅客鉄道株式会社提供)

図 4 意匠登録第 1671774 号「駅舎」(東日本旅客鉄道株式会社)

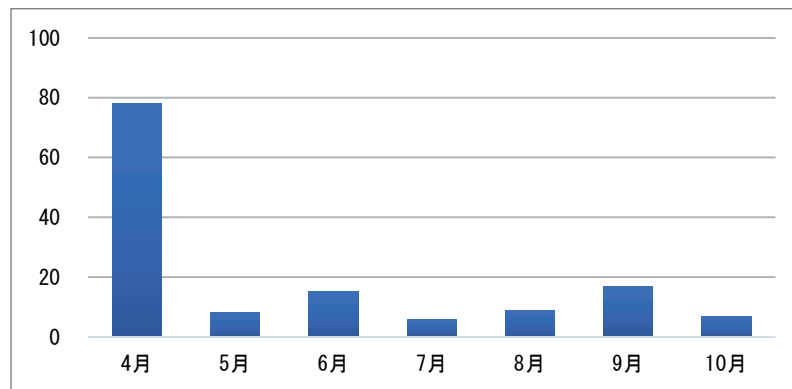


図 5 内装の意匠の月別出願件数(2020 年)

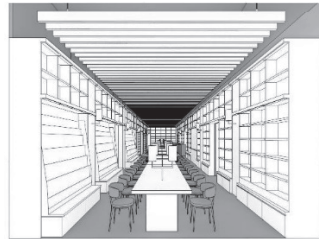
すことで建築物の一部分について意匠登録を受けている。

## (2) 内装の意匠

図 5<sup>2)</sup> は新保護領域の意匠のうち、内装の意匠の月別出願状況である。建物内部の壁や床の装飾、照明器具や什器等のレイアウトによりインテリア全体に統一的な美観を有する内装のデザインを、一つの意匠として新たに保護できるようになった

ことで注目され、建築物と同様、受付開始直後の 4 月にまとまった出願があった。以降も一定の出願がなされており、2020 年 10 月までの累計値は 140 件となっている。複数の物品等のレイアウトを含んだデザインという新しい保護領域に係る出願であり、権利化を望むユーザーも、手探りで出願しつつ様子をみているものとうかがえる。内装の意匠は、多様な物品等を含むことから、従来の出願よりも一層慎重に審査されているところだが、

【正面側から見た拡大した透視図】

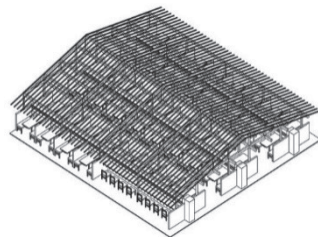


(参考) 蔦屋書店  
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)



図 6 意匠登録第 1671152 号「書店の内装」カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

【斜視図】



(参考) くら寿司浅草ROX店 (くら寿司株式会社提供)



図 7 意匠登録第 1671153 号「回転寿司店の内装」(くら寿司株式会社)

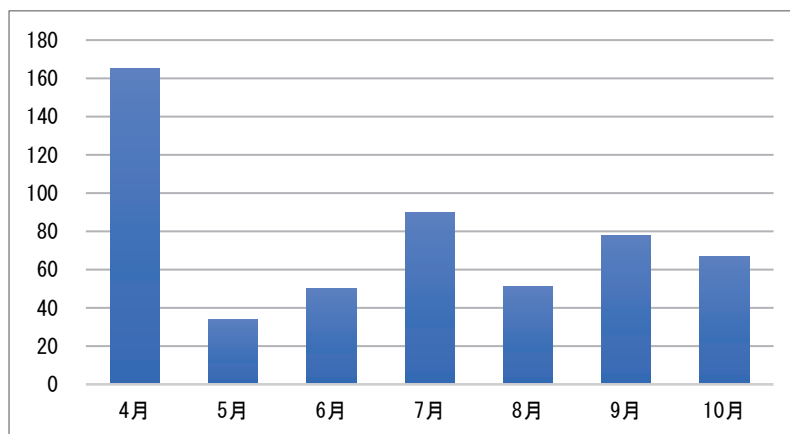


図 8 新たな「画像意匠」の月別出願件数(2020 年)

10 月以降, 最初の登録例の意匠公報が発行された以降の出願動向を待ちたい。

図 6<sup>3)</sup> は, カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の, いわゆる蔦屋書店として知られる「書店の内装」の意匠の登録例である。直線的に縦列状に配置された縦長長方形の机と壁面の書棚を有する書店の内装であるというもので, 薄墨を付した部分以外の部分について意匠登録を受けている。内装の意匠についても他の物品等の場合と

同様に, その部分について意匠登録を受けることができる。

図 7<sup>3)</sup> は「回転寿司店の内装」として登録された, くら寿司株式会社の意匠である。斜視図では屋根のように見えている, 室内に設けられたやぐらの下に, 机, 椅子, パーテーション, 寿司搬送ベルトなどの大型アイテムを含む多数の物品が統一的に配置されている。

### (3) 画像意匠

次に画像意匠の出願状況を紹介する。従来から、画像デザインは物品の部分に画像を含む意匠として保護されていたが、改正法下では画像のみ単体で保護できるようになった。GUI、アイコンも従来のようにディスプレイ等の物品の部分として表すことなく、「画像図」のみで出願可能となった。そのような、新たな「画像意匠」の月別出願件数を、図 8<sup>2)</sup> に示す。施行直後の 2020 年 4 月に 165 件出願があり、以降も順調に出願されている。10 月までの累計では 535 件出願されている。

一方、このグラフには記載していないが、従来から保護対象であった、物品等の部分に画像を含む意匠の出願は、2019 年の 4 月から 10 月までの 7 カ月間で 674 件出願されていたところ、2020 年度同期間の出願は 263 件に減少していた。2020 年度の出願動向はコロナの影響も留意しなくてはならないが、やはり少なからず、改正法下の「画像意匠」のほうに移行しているものと考えられる。これに新しい保護領域としての「画像意匠」の出願 535 件を合わせると、計 798 件となり昨年同期間の物品等の部分に画像を含む意匠の出願件数を上回っており、2020 年度の画像に関する出願は増加しているといえる。画像に関する意匠の創作は、コロナ禍の影響を受けることなく活発に行われていると見ることもできるだろう。

図 9<sup>4)</sup> は、画像意匠の登録例である。株式会社

小糸製作所の「車両情報表示用画像」は、意匠に係る物品の説明によると、この画像は、画像投影装置付き車両より路面に照射される画像である。走行時もしくは停車時に車両の周辺に照射され、外部から車両の存在を視認しやすくさせるほか、運転手に車両周辺の路面の状況を視認しやすくさせる。また、車両が進行方向を変更するとき、画像図、及び、変化した状態を示す画像図 1 及び 2 のとおり、変更向きに応じて変化して照射されるという、変化した状態を含む意匠である。

改正法下では、このように物品を離れて別の対象に投影される画像のほか、クラウド上のアプリ等の画像も保護できるようになった。物品を離れることにより、従来みられなかったような多様な画像の出願が期待される。

以上が新保護領域の出願状況である。現時点ではコロナの影響もあり明らかでないが、新保護領域の意匠等によって出願が純増したと言えるのかどうか、今後の出願動向を注視して参りたい。

### 3. 関連意匠

令和元年意匠法改正によって、関連意匠は本意匠の公報発行後であっても、最初の本意匠（基礎意匠）の出願日から 10 年の間であれば出願できるようになった（図 10）。また、関連意匠にのみ類似する意匠も意匠登録を受けることができるなど、出願の利便性の大幅な向上が図られた。

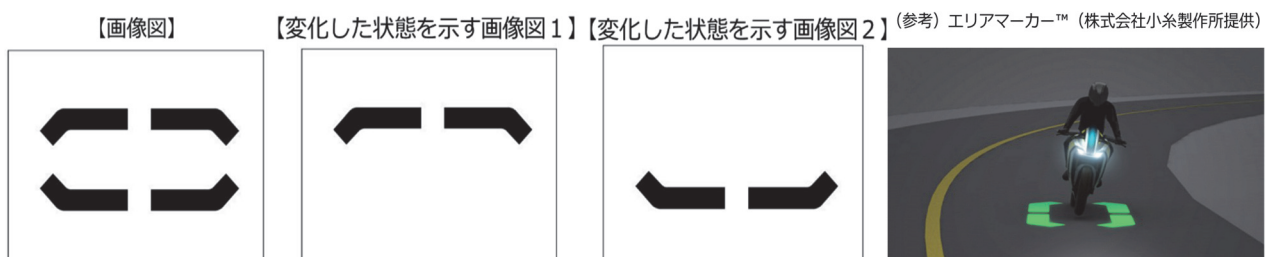


図 9 意匠登録第 1672383 号「車両情報表示用画像」(株式会社小糸製作所)



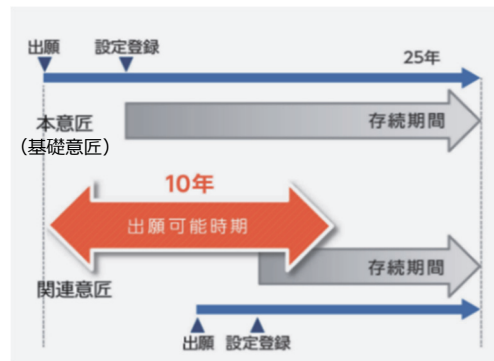


図 10 関連意匠として意匠登録出願が可能な期間

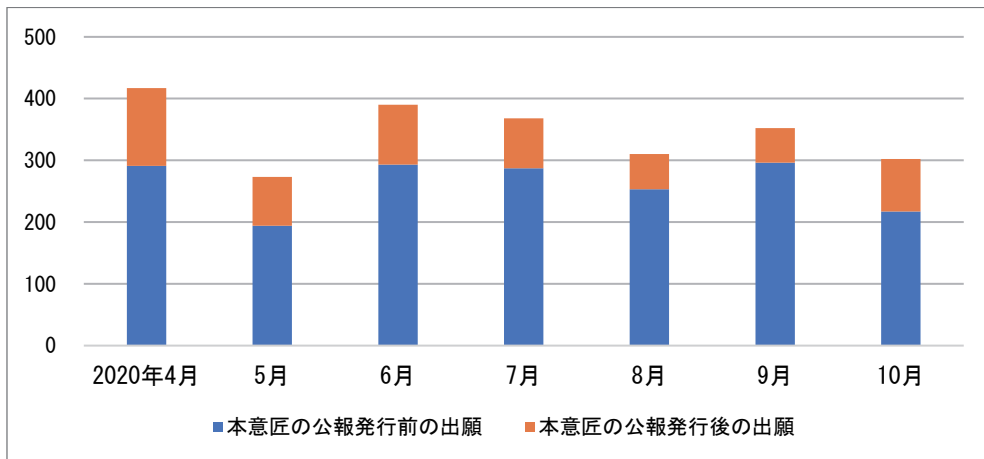


図 11 関連意匠の月別出願件数(2020 年)

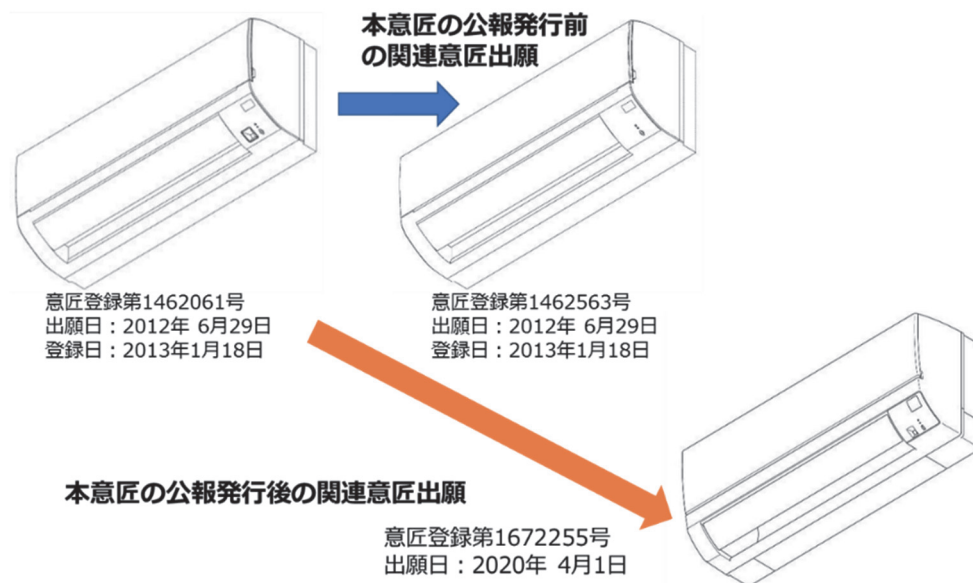


図 12 意匠登録第 1672255 号ほか「エアコンディショナー」(三菱電機株式会社)

図 11<sup>5)</sup>は、改正法下における関連意匠の出願状況である。本意匠の公報発行後の関連意匠出願の 10 月までの累積件数は早くも 581 件である。受付開始直後の 2020 年 4 月が最も多く、多少の増減はあるものの 5 月以降もコンスタントに出願されていることから、本意匠の公報発行後の後日出願に対して潜在下の強いユーザーニーズがあったことがうかがわれる。

関連意匠の出願は各物品分野に渡り多数なされているが、登録例のうち分かりやすい事例を紹介する。図 12<sup>6)</sup>は、三菱電機株式会社のエアコンディショナーの登録例である。一連の出願のうち、本意匠は 2012 年に出願され、同日出願の関連意匠と共に登録された。その 8 年後、改正法施行日の 2020 年 4 月 1 日付けで新たに関連意匠の出願があり、審査を経て登録の運びとなった。エアコンディショナーは、筐体内の機構の配置等の制約上、全体形状が大きく変更しづらい物品の一つである。シーズンごとに性能を向上させた新機種が発売されるが、そのデザインはシリーズ商品としてほぼ同じ筐体形状で統一されており、新製品の外観上の特徴は、筐体の隅にあらわれたセンサー部や、状態ランプの配置など、比較的細部の変更にとどまることが多い。しかし、そのような新製品のデザインは、意匠全体として比較した場合、シリーズ初期に登録された本意匠のデザインの類似の範囲内と考えられ、初代機種の発売から年数を経ての最新機種のデザインについてあらためて意匠登録を受けることは非常に難しいものであった。今般、このような新製品の意匠についても関連意匠として権利化することが可能となったという例である。

また、令和元年改正によって、意匠権の存続期間は出願日から最長 25 年に延長され、関連意匠の権利期間についても、最初の本意匠(基礎意匠)

の出願日から 25 年間に拡充された。この新しい関連意匠 1672255 号については、本意匠の出願日 2012 年 6 月 29 日の最長 25 年後、2037 年同日まで権利存続可能である。改正された関連意匠制度が、長期間にわたりシリーズ展開されるような製品のブランド保護の一助となっていれば幸いである。

#### 4. 組物の意匠

改正法下における組物の意匠の出願状況を紹介する。組物の意匠はその品目の見直しが図られ、表 1 に示す新たな意匠法施行規則別表第二<sup>7)</sup>のとおりに、43 品目に刷新された。

従来、別表第二には「一組の下着セット」、「一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット」等のように特定の物品等に限られた 56 品目が挙げられていたが、本改正では「一組の衣服セット」、「一組の身の回り品セット」のように大括りの品目とし、また各品目内を構成する物品等をその品目だけに限定しないことで、一つのセットを構成する対象として様々な物品等を網羅できるようになった。したがって、例えば画像と建築物から成る「一の建築物セット」など、従来よりも多様な物品等を組み合わせて組物を構成することもでき、構成物品等の自由度が大幅に高まった。また、組物の部分について意匠登録を受けることも可能となった。組物の意匠の出願件数は、2019 年度は 12 件と僅かなものであったが、改正後は 2020 年 4 月から 9 月までの半年間で既に 36 件出願があり、複数の物品等のセット出願を行うことにこちらも潜在下のニーズがあったことがうかがえる。

改正法下での組物の意匠の登録例として、ミサワホーム株式会社の「一組の家具セット」がある(図 13)<sup>6)</sup>。複数の棚板を備えた第一収納家具と、キャスター付きの踏み台を兼ねた第二収納家具を組み合わせたセットである。この意匠は、組物の

|    |              |    |                |
|----|--------------|----|----------------|
| 1  | 一組の食品セット     | 23 | 一組の運動競技用品セット   |
| 2  | 一組の嗜好品セット    | 24 | 一組の楽器セット       |
| 3  | 一組の衣服セット     | 25 | 一組の教習具セット      |
| 4  | 一組の身の回り品セット  | 26 | 一組の事務用品セット     |
| 5  | 一組の美容用具セット   | 27 | 一組の販売用品セット     |
| 6  | 一組の繊維製品セット   | 28 | 一組の運搬機器セット     |
| 7  | 一組の室内装飾品セット  | 29 | 一組の運輸機器セット     |
| 8  | 一組の清掃用具セット   | 30 | 一組の電気・電子機器セット  |
| 9  | 一組の洗濯用具セット   | 31 | 一組の電子情報処理機器セット |
| 10 | 一組の保健衛生用品セット | 32 | 一組の測定機器セット     |
| 11 | 一組の飲食用容器セット  | 33 | 一組の光学機器セット     |
| 12 | 一組の調理器具セット   | 34 | 一組の事務用機器セット    |
| 13 | 一組の飲食用具セット   | 35 | 一組の販売用機器セット    |
| 14 | 一組の慶弔用品セット   | 36 | 一組の保安機器セット     |
| 15 | 一組の照明機器セット   | 37 | 一組の医療用機器セット    |
| 16 | 一組の空調機器セット   | 38 | 一組の利器、工具セット    |
| 17 | 一組の厨房設備用品セット | 39 | 一組の産業用機械器具セット  |
| 18 | 一組の衛生設備用品セット | 40 | 一組の土木建築用品セット   |
| 19 | 一組の整理用品セット   | 41 | 一組の基礎製品セット     |
| 20 | 一組の家具セット     | 42 | 一組の建築物         |
| 21 | 一組のペット用品セット  | 43 | 一組の画像セット       |
| 22 | 一組の遊戯娯楽用品セット |    |                |

表 1 新たな意匠法施行規則別表第二による組物の意匠 43 品目

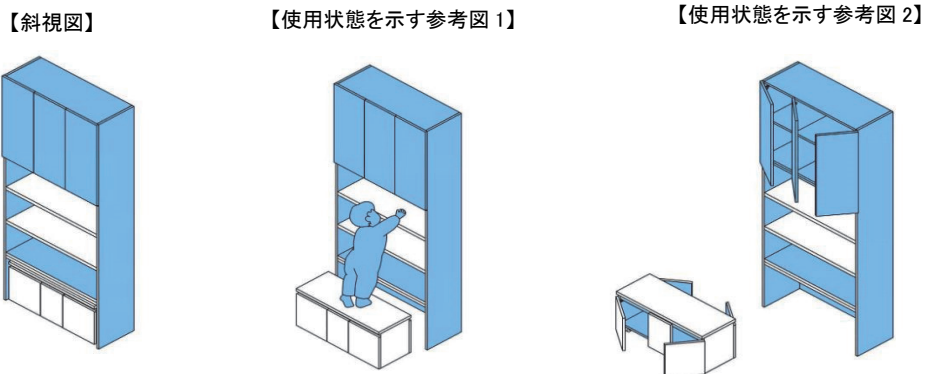


図 13 意匠登録第 1673724 号「一組の家具セット」(ミサワホーム株式会社)

部分について意匠登録を受けたものであり、青く塗られた部分以外の白い部分、すなわち第一収納家具の複数の棚板と第二収納家具である踏み台の天板や収納扉の部分を、意匠登録を受けようとする部分として描き分けている。「使用状態を示す参考図」のとおり、保育園等の施設内で小さい子どもが使用できる家具となっており、踏み台に乗った位置から棚板に自分で手が届くように設計され

ている。このような別々の家具をセットとして組み合わせることで付加価値の向上を図ったデザインとなっている。改正意匠法により、こうした多様なデザインの意匠登録出願がなされ、意匠権という形で保護できることは、審査する側からも大変喜ばしく思うものである。



## 5. 今後の施行内容について

令和元年改正意匠法のうち、他の規定より1年遅れた2021年4月1日に、意匠法第7条、第15条、第68条及び、それらの関連規定が施行される。これにより、①意匠法施行規則上のいわゆる物品区分表（別表第一）が廃止され、②複数意匠一括出願が可能となるとともに、③手続救済規定が拡充される。第7条については、複数の意匠について一の願書で出願可能になるとともに、条文の「物品の区分により」が削除され、意匠登録出願の方法は「経済産業省令で定めるところにより」と省令に委任される。「物品の区分」に従う代わりの判断基準として、意匠審査基準には「意匠に係る物品」の用途及び機能の明確性や審査判断の手法が記載される。

また、第15条の特許法の準用の条文に、改正前は準用されていなかった特許法第43条第6項、同第7項、及び第43条の2が準用されるようになり、優先期間及び優先権書類に関する手続救済規定が拡充される。さらに、第68条において新た

に準用される特許法第5条第3項により、指定期間に関する手続救済規定が拡充される。これらの施行により、意匠制度の利便性がさらに向上するものと期待される。

従来の意匠法では保護が難しく、ユーザーからのニーズが非常に高かった対象を新たに保護できるよう、全面的に改正された令和元年意匠法は、今春ようやく全て施行される。法改正と同時に意匠審査基準の刷新も実現したところであり、まずは新たな制度による意匠審査の安定した運用と、改正点のユーザーへの周知が当面の課題と考えられる。

しかしながら、今般の社会情勢により新しい生活様式への動きがあり、産業構造が大きく変化する中、デザイン需要も変化していくものと予想されることから、引き続き多様な観点を考慮したユーザーニーズの調査検討が必要となるだろう。より良い意匠制度への発展を目指し、さらなるニーズの把握に努め、ユーザーの利便性の向上に必要な検討を行っていく所存である。

### 注)

- 1) 図1の件数データは国際意匠登録出願の件数も含む。国際意匠登録出願については、国際公表日をもとに集計。
- 2) 図2、図5、図8の件数データには、国際意匠登録出願の件数は含まれていない。また「画像」「建築物」「内装」は、統計取得の都合上、以下の定義に基づいて集計。（意匠法上の定義と完全に一致しているわけではない。）
  - 「画像」は、日本意匠分類N3台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「GUI」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上。（「GUI」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む。）
  - 「建築物」は、日本意匠分類L0-0、L2～3台（L3-7を除く）が付与された意匠登録出願を計上。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52台：ブロック、L3-2020：住宅衛生設備室等）が付与されたもの、又は意匠に係る物品の欄の記載に「組立」の語を含むものを除く。

➤ 「内装」は、日本意匠分類L3-7が付与された意匠登録出願の件数を計上。

- 3) 図3以降、登録意匠の図面は意匠公報の一部から抜粋。経済産業省ニュースリリース2020年11月2日「建築物、内装の意匠が初めて意匠登録されました」<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201102003/20201102003.html>
- 4) 経済産業省ニュースリリース2020年11月9日「画像の意匠が初めて意匠登録されました」<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201109002/20201109002.html>
- 5) 図11のデータには、国際意匠登録出願の件数は含まれていない。
- 6) 第20回意匠審査基準ワーキンググループ配付資料「資料1 令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告」[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-ko-uzou/shousai/isho\\_wg/20-shiryuu.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-ko-uzou/shousai/isho_wg/20-shiryuu.html)
- 7) 「意匠法施行規則別表第二」は、令和3年4月1日より同規則別表第一の廃止に伴い、「意匠法施行規則別表」に表記変更される。